



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 **ユニプレス株式会社**
代表者の 代表取締役 社長執行役員
役職氏名 吉 澤 正 信
(コード番号 5949 東証第1部)
問 い 合 専務執行役員
わ せ 先 伊 藤 芳 雄
電 話 045-470-8755
HPアドレス <http://www.unipres.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2016年6月22日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は2015年4月に経営の意思決定と監督機能を業務執行と明確に分離することで、迅速な経営判断と業務執行を実現し、あわせてコーポレートガバナンス強化による企業価値の向上を目的として、経営管理体制の変更を行いました。

今般、より一層のガバナンスの強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を実施することといたしました。つきましては、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります(変更案第4条)。
- (2) 監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります(変更案第20条第2項及び第21条第2項)。
- (3) 第5章の標題を「監査役及び監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります(変更案第32条から第34条まで)。また、会社法上常勤の監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤の監査等委員の選定を可能とするためこれを明記するものであります(変更案第31条)。
- (4) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります(現行定款規定第31条から第33条まで、第37条及び第39条)。
- (5) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります(変更案第20条、第22条、第24条、第25条、第27条及び第28条)。
- (6) 現行定款規定第39条の削除に伴い、附則を新設するものであります(変更案の附則)。
- (7) 条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2016年6月22日(水)
定款変更の効力発生予定日	2016年6月22日(水)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役の員数は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>②取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の員数は、10名以内とする。</p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p><u>②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>③取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。</u></p> <p><u>②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法及び議事録) 第25条 (条文省略) ②取締役会の議事については、取締役会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。</p> <p>(代表取締役及び執行役員) 第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役の中より代表取締役を若干名選定するものとする。 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) <u>第31条 当社の監査役の員数は、5名以内とする。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法及び議事録) 第25条 (現行どおり) ②取締役会の議事については、取締役会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。</p> <p>(代表取締役及び執行役員) 第27条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中より代表取締役を若干名選定するものとする。 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもって定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役の選任決議</u>) <u>第 32 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうものとする。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>) <u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>) <u>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定するものとする。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 7 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法及び議事録</u>) <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なうものとする。</u> <u>②監査役会の議事については、監査役会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 7 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法及び議事録</u>) <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうものとする。</u> <u>②監査等委員会の議事については、監査等委員会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役の報酬等</u>) <u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定めるものとする。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の決議により定める監査役会規程によるものとする。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>) <u>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができるものとする。</u> <u>②当社は、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 <u>40 条</u>～第 <u>42 条</u> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の決議により定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 <u>35 条</u>～第 <u>37 条</u> （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 1 条 当社は、第 77 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②第 77 回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以 上